

建設工事従事者の安全及び健康の確保
に関する長崎県計画

令和3年3月

長 崎 県

はじめに 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備 1
2. 一人親方等への対処の必要性 1
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保 2
4. 長崎県計画の策定 2

第1 基本的な方針（法第3条関係）

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定 6
2. 設計、施工等の各段階における措置 7
3. 安全及び健康に関する意識の向上 7
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 8

第2 長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策

（法第10条から第14条関係）

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 8
 - （1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 8
 - （2）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 9
2. 責任体制の明確化 9
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施 10
 - （1）建設業者間の連携の促進 10
 - （2）一人親方等の安全及び健康の確保 10
 - （3）労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底 11
4. 建設工事の現場の安全性の点検等 11
 - （1）建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進 11
 - （2）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進 12
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 13
 - （1）建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進 13
 - （2）建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 13

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 14
 - （1）社会保険等の加入の徹底 14
 - （2）建設キャリアアップシステムの活用推進 15

(3) 「働き方改革」の推進	16
2 . 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	17
3 . 県計画の推進体制等	17


はじめに 現状と課題

1．建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

全国の建設業における労働災害の発生状況は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和59年（1984年）には79,781人にも上っていた労働災害による死傷者数は、令和元年（2019年）には15,183人まで減少している。また、死亡者数も昭和59年（1984年）年には1,083人にも上っていたが、令和元年（2019年）には269人まで減少している。この様に死傷者・死亡者とも長期的には減少傾向にあるもののその傾向は鈍化している。【図1】


本県の建設業における労働災害の発生状況も、全国と同様に、長期的には減少傾向にあり、死傷者数は昭和59年（1984年）には979人にも上っていたが、令和元年（2019年）は205人まで減少している。しかしながら、平成20年（2008年）以降は、年間200人前後の状態に止まり減少傾向は鈍化している。また、死亡者数も昭和59年（1984年）は12人に上っていたが、令和元年（2019年）は4人まで減少している。

事故の型別でみると「墜落・転落」が最も多く全体の4割を占めており、これは全国と同じ状況にある【図1】。

また、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、全国では令和元年（2019年）に年間361人（労働者（）269人、一人親方等92人）もの尊い命が亡くなっている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

2．一人親方等への対処の必要性

一人親方（）等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法

の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、令和元年（2019年）には県内で1人の一人親方等が業務中の墜落による死亡災害（労働者以外）として把握されている。また、本県内における一人親方等の総数は、統計データに乏しく、その総数は正確には把握できていないが、一人親方等が加入できる県内の労災保険の特別加入者数は5,718人（令和2年3月末）であり、その加入者数から死傷者数は一定数いるものと想定される。その業務の実情や災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保のため、実態を把握し対策を講じる必要がある。

✍ 「労働者」とは、労働基準法第9条によれば、「職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」とされ、「使用される」とは、「指揮監督下の労働」であるかどうか、支払われた報酬が「労働の対価」であるかどうかという2つによって判断される。

✍ 「一人親方」とは、労働者を雇用せず土木、建築その他の工作物の建設等の事業を行うことを常態とする者である。なお、「一人親方等」とは、中小事業主、役員、家族従事者（一人親方の配偶者、同居の親族）を含む。

3．建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

本県の建設業は月間給与支給額では全産業平均を上回るものの、実労働時間は長いという状況にある【図2】。また、他産業に比べて完全週休二日制の導入が十分ではなく、実労働時間が長くなっている状況にある【図3】。

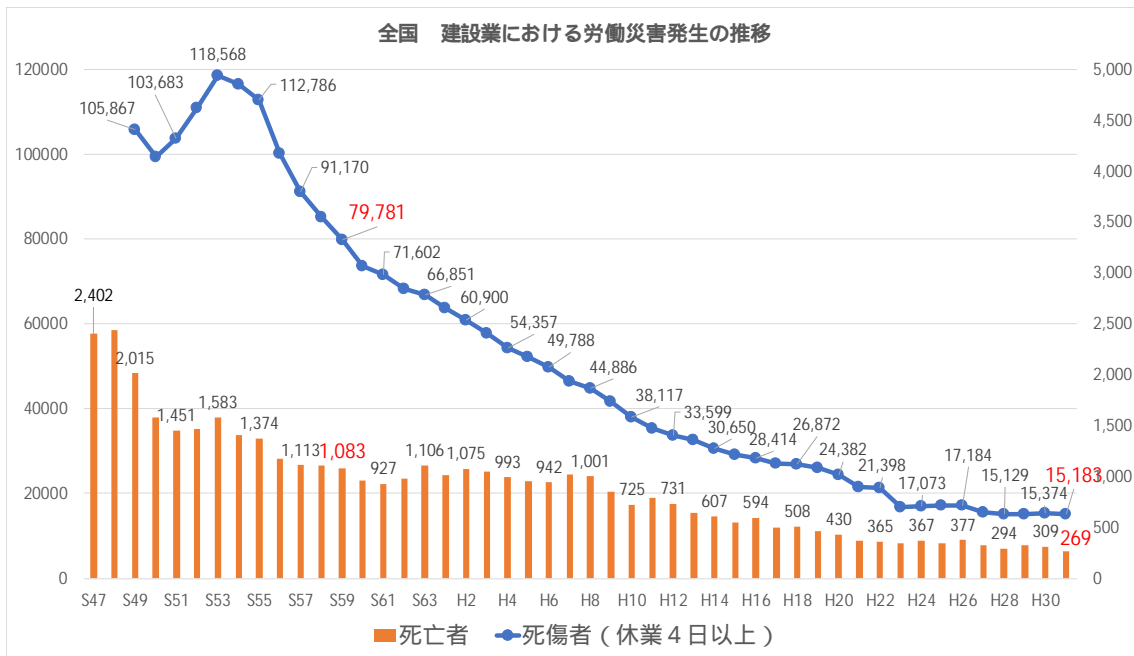
本県においても、建設工事従事者の高齢化が進行している中【図4】、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

4．長崎県計画の策定

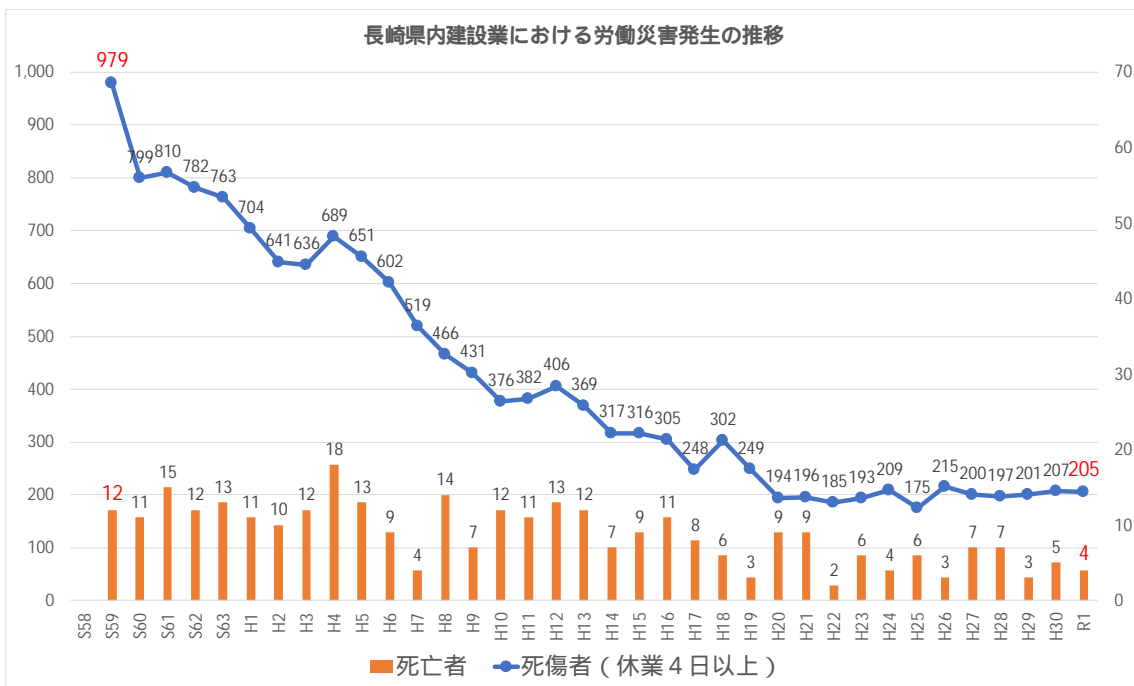
建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進し、建設業の健全な発展に資することを目的として、平成29年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）」の第9条に基づき、長崎県計画を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な方針と取組みの方向性を示すものである。

【図1】全国及び長崎県内建設業における労働災害発生状況

(労働者死傷病報告による休業4日以上の災害であり、一人親方等は含まれていない)

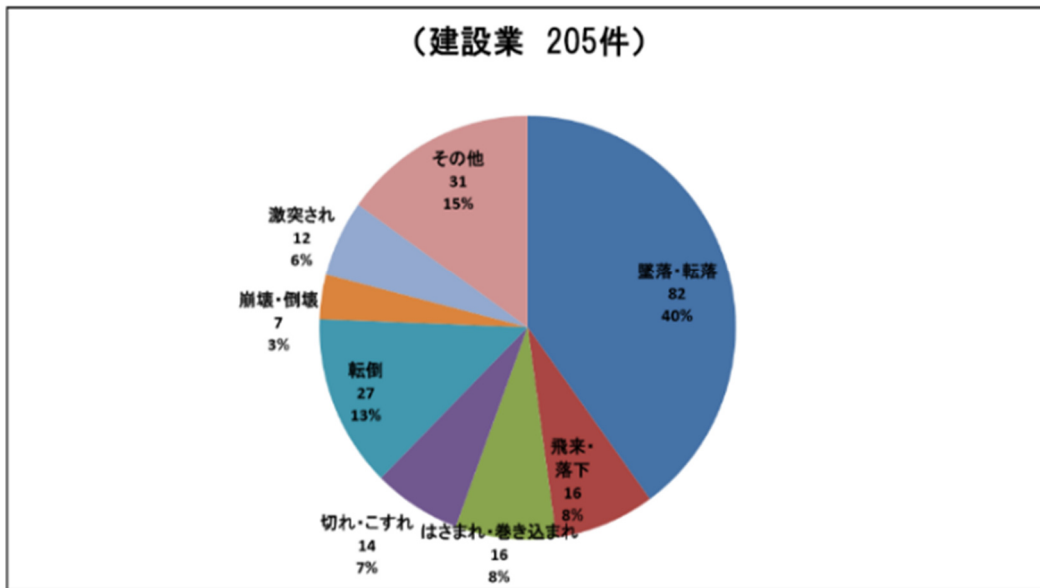


出典) 厚生労働省長崎労働局HP 「災害統計」より作成



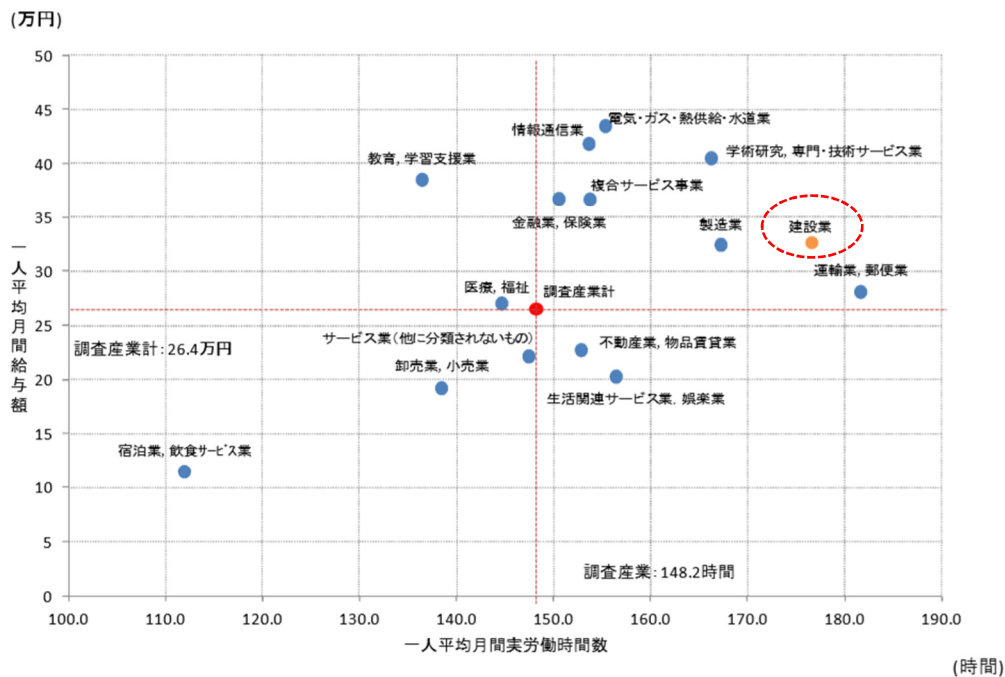
出典) 厚生労働省長崎労働局HP 「災害統計」より作成

令和元年 事故の型別災害発生状況



出典) 厚生労働省長崎労働局HP 「災害統計」

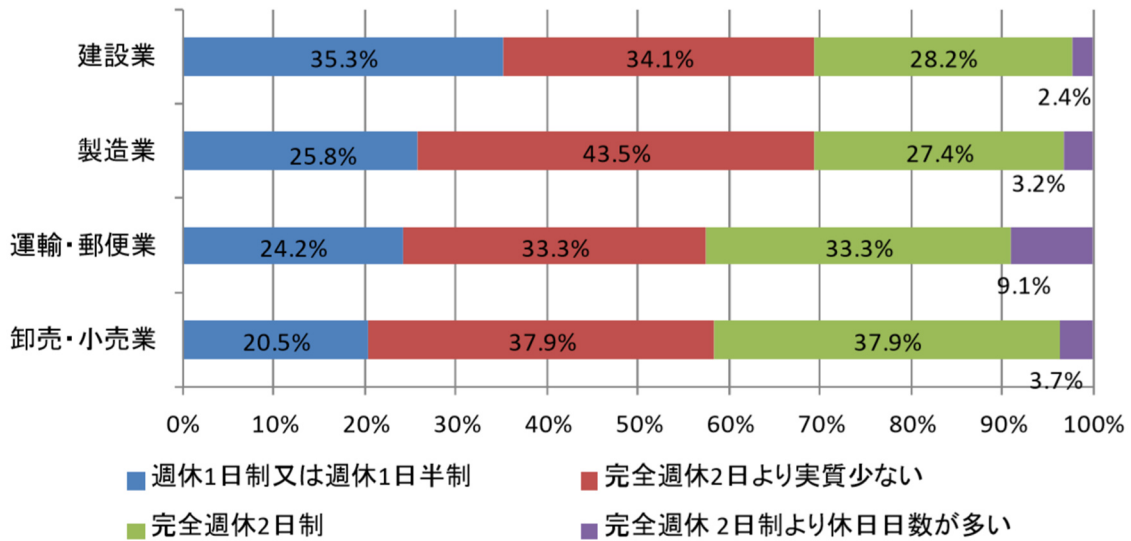
【図2】 長崎県 産業別 月間給与支給額・月間実労働時間の比較 (2018年)



出典) 「地域建設産業のあり方に関する調査研究タスクフォース(長崎県)」報告書

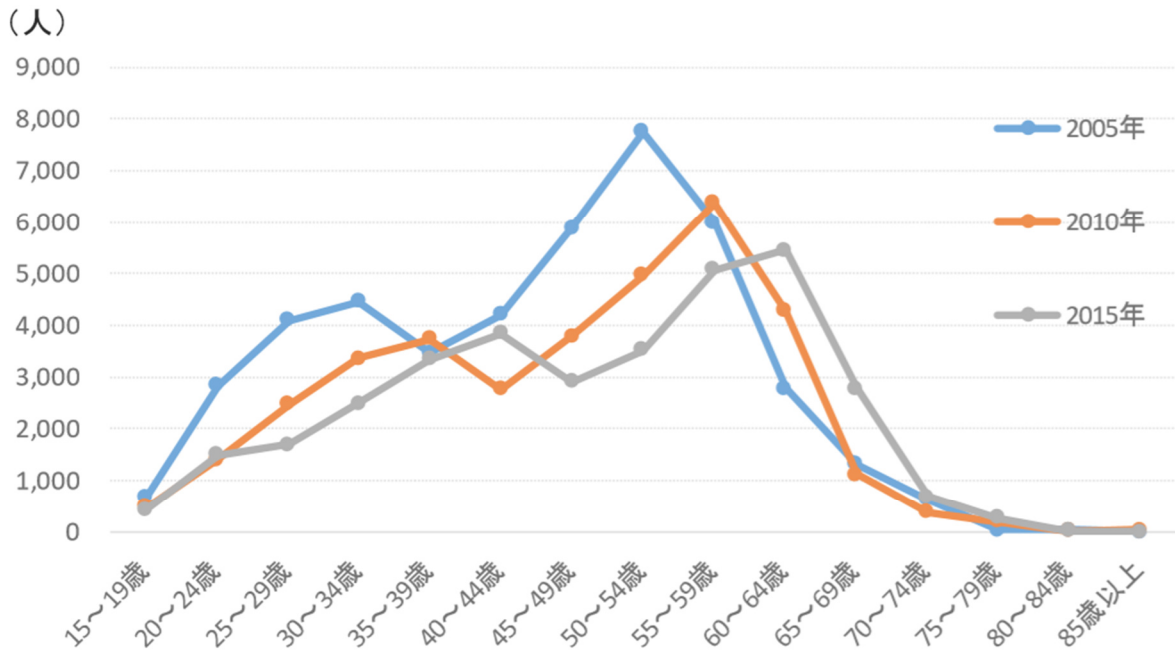
出典) 長崎県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」

【図3】 県内企業 産業別 週休制の形態 (2018年)



出典)「地域建設産業のあり方に関する調査研究タスクフォース(長崎県)」報告書
 出典)長崎県労働部「労働条件等実態調査」

【図4】 長崎県 建設技能労働者の年齢構成の推移




※産業分類上の全産業における「建設・採掘従事者」から「採掘従事者」を除いたものとしている

出典)「地域建設産業のあり方に関する調査研究タスクフォース(長崎県)」報告書
 出典)総務省「国勢調査」


第 1 基本的な方針（法第 3 条関係）

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。


そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることが義務づけられていることから、安全衛生経費等については元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用として、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3（）に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要である。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

なお、令和元年（2019 年）に成立した「新・担い手 3 法」（）においても、適切な工期設定、施工時期の平準化、適切な設計変更等が規定されたことから、発注者及び受注者双方が法の趣旨を踏まえた取組を推進する必要がある。

「建設業法第 19 条の 3」 不当に低い請負代金の禁止


「注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」


 「新・担い手 3 法」とは、働き方改革や生産性向上、災害への対応など建設業を取り巻く新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応するため、一体的に改正された「建設業業」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をいう。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工場の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により適正な安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準（)の措置だけでなく、建設工場の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

 建設業の労働安全衛生法に基づく最低基準とは、

○関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第 29 条）

元請・下請の労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、

- 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
- 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第 30 条）

（請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第 31 条）など


3. 安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発する恐れがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工場の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

そのため、さらに労働災害の減少を図るには、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険（）の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

 「社会保険」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。

第2 長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策

（法第10条から第14条関係）

1．建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、現在、国において検討されている施策などを踏まえ、実効性のある対策を講じる。

加えて、労働安全衛生法において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることが義務づけられていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査や説明会等を通じ、法令遵守の徹底を図る。

主な取組

- 最新の積算基準、労務・資材単価や施工の実態等を的確に反映した予定価格の設定【県】
- 「設計変更ガイドライン」に基づく適切な設計図書の変更【県】
- 最低制限価格制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除【県】
- 国の「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」による検

討結果を踏まえた下請負人まで確実に支払われる施策の推進【県】

- 建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】
- 下請等実地調査等を通じ、下請負人に下請代金が適切に支払われるよう調査・指導【県】
- 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ【県】
- 安全衛生経費の確保に関するリーフレット等による周知【長崎労働局】

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められ、やむを得ない事由により工期内に工事が完了しない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を行う。

民間発注工事においても、「建設工事における適正な工期設定等のガイドライン」が制定された趣旨に沿って、民間発注者と受注者の理解と協力のもとに十分な協議を行い、適切な工期を設定することが求められる。

主な取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく適正な工期設定や適切な工期延長の実施【県】
- 週休二日工事の拡大と、週休二日による割増し経費の適切な計上、工事成績評定での加算【県】
- 余裕期間を見込んだ早期契約制の積極的な活用【県】
- 債務負担行為や繰越明許費の活用による施工時期の平準化【県】
- 建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】(再掲)
- 民間工事の発注・設計に携わる設計機関等に対する適正な工期設定についての協力依頼【県】

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約においては、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

主な取組

- 建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】(再掲)
- 下請等実地調査等を通じ、下請負人に下請代金が適切に支払われるよう調査・指導【県】(再掲)
- 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ【県】(再掲)
労働安全衛生法に基づく元請負人及び下請負人の責任体制構築のための個別指導及び集団指導の実施【長崎労働局】
安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、関係機関・団体等とも連携し労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

主な取組

- 施工プロセスチェックリストによる現場確認【県】
建設現場における統括安全衛生管理に関する指導【長崎労働局】
安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一

人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握し、その災害に関する分析等の情報を収集し、災害防止対策の基礎資料として関係機関・団体で共有する。また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

主な取組

- 県内の一人親方等の実態把握のため、アンケート実態調査を実施【県】
- 一人親方等を含む建設現場での安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】

(3) 労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、元請負人等を通じて一人親方等で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

主な取組

- 建設業法に基づく立入検査や建設業法法令遵守説明会等による法令遵守の徹底【県】(再掲)
- 労災保険の特別加入制度に関するリーフレットによる周知【長崎労働局】

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を上げていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、

さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み(マネジメントシステム)を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組状況の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

主な取組

- 工事成績評価における安全対策に係る取組の評価【県】
- 施工プロセスチェックリストによる現場確認【県】(再掲)
- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【建設業団体等、長崎労働局、県】
- 地区単位での安全パトロールの実施【建設業団体等】
- 安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機(🔪)やドローン等(UAV)(🔪)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、

公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

✍️ 「ICT建機」とは、情報通信技術 Information and Communication Technology を活用した建設機械をいう。

✍️ 「UAV」とは、unmanned aerial vehicle の略で、ドローン等の無人航空機をいう。

主な取組

○ ICTを活用した工事の対象範囲の拡大と、ICT活用による割り増し経費の適切な計上【県】

熱中症対策に資する現場管理費の補正【県】

熱中症予防に係る教育講習の実施【建設業団体等】

○ ICT建機、ドローンの活用等による生産性向上研修の実施【建設業団体等】

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。

また、建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育等の取り組む建設業者を評価する。

主な取組

○ 入札参加資格審査における安全衛生教育に取り組む建設業者の評価【県】

○ 安全衛生教育講習及び安全衛生パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要があるため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の

安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報を発信する。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

主な取組

○工事成績評定における安全対策に係る取組の評価【県】(再掲)

優良事業場、優良工事現場及び安全優良職長に対する安全表彰の実施【建設業団体等】

○熱中症予防に係る教育講習の実施【建設業団体等】(再掲)

○傘下事業所における労働者の安全・労働衛生の確保等の雇用改善努力と成果を顕彰する表彰の実施【建設業団体等】

○メンタルヘルス対策相談窓口の設置【建設業団体等】

○建災防方式K Y (K Y : 危険予知) 無記名ストレスチェック制度による職場環境改善【建設業団体等】

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 . 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

本県では、労働者の処遇の改善、法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、これまでに建設業許可申請時の未加入業者への指導、入札参加資格審査における未加入業者の排除、県発注工事における未加入業者の排除等の取組を段階的に進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利

費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、関係機関・団体等と連携して、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。


また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

長崎県内企業の加入率（公共事業労務費調査（平成30年10月調査より）
企業の保険加入率 97%

主な取組

- 建設業許可の許可要件として社会保険加入を義務化【県】
入札参加資格審査における未加入業者の排除【県】
- 長崎県の契約書の改正による下請負人の社会保険加入義務化【県】
- 下請等実地調査における下請業者の保険加入指導状況等の確認【県】
- 関係団体等へ下請適正化の徹底の呼びかけ【県】（再掲）
- 下請負人からの未加入業者の排除及び違反した場合のペナルティの措置【県】
受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務付け【県】
立入検査や建設業者説明会等における一人親方の取扱の周知【県】

（2）建設キャリアアップシステムの活用推進

平成31年（2019年）4月より本運用が開始された建設キャリアアップシステム（）の目的を踏まえつつ、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇に資するため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの適切な活用を推進する。

主な取組

- 建設キャリアアップシステムの事業者、技能者への周知促進【建設業団体等】
- 建設業許可及び経営事項審査におけるパンフ配布等における周知【県】
- 建設キャリアアップシステムに登録した建設業者に対する評価【県】

（）「建設キャリアアップシステムの目的」

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールに基づき、システムに登録・蓄積される情報を活用して、建設技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、評価結

果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることで、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する。また、キャリアアップに必要な経験や技能を職種毎に明らかにすることで、建設技能者の道筋や目標の明確化を図り、若年層の入職を拡大し定着を促進する。

さらに、建設技能者を雇用する専門工事企業の評価と連動させることにより、高い技能を有する建設技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、建設業界における人材育成と処遇改善の好循環を創成し、技能や経験に裏打ちされた建設技能者の地位の向上を図り、建設業全体のイメージアップを図ることを目的とする。

(3)「働き方改革」の推進

労働時間が長く、休みが取れないことなど、他産業と比べて相対的に労働条件に対する賃金水準が低いことが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、平成30年(2018年)3月に国が策定した「建設業働き方改革加速化プログラム」等を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、平成31年(2019年)4月1日の改正労働基準法の施行により、建設業においては令和6年(2024年)4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることから、労働時間削減の自主的な取組を促進するため、労働時間に関する法制度の周知徹底を図る。

主な取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく適正な工期設定や適切な工期延長の実施【県】(再掲)
- 週休二日工事の拡大と、週休二日による割増し経費の適切な計上、工事成績評定での加算【県】(再掲)
- 建設業者説明会等における労働時間削減に関する法制度の周知【長崎労働局・県】
- 余裕期間を見込んだ早期契約制の積極的な活用【県】(再掲)
- 債務負担行為や繰越明許費の活用による施工時期の平準化【県】(再掲)
- 週休二日等休日拡大運動の普及促進【建設業団体等】

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、墜落・転落災害による死傷者が最も多く、全体の4割を占めている。また、死亡者における墜落・転落では、近年における平均値は5割を超え高い割合を占めている。このため、墜落・転落災害の減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい手すり先行工法等の「より安全な措置」等の実施の徹底を図る。

主な取組

- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【建設業団体等、長崎労働局、県】(再掲)
- 個別や集団指導による「より安全な措置」の実施徹底【長崎労働局】
- 地域単位での安全パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について国の調査・検討を踏まえた対策に取り組む。

主な取組

- 国や地方公共団体の発注機関と連携した建設現場安全パトロールの実施【建設業団体等、長崎労働局、県】(再掲)
- 個別や集団指導による「より安全な措置」の実施徹底【長崎労働局】(再掲)
- 地域単位での安全パトロールの実施【建設業団体等】(再掲)
- フルハーネス型安全帯の装着徹底のための教育実施【建設業団体等】

3. 県計画の推進体制等

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省長崎労働局、長崎県、建設業者団体等で構成する「長崎県建設工事従事者安全健康確保推進会議(仮称)」を設置し、情報共有や連携を図りつつ施策や取組を着実に遂行する。

なお、本計画に定める施策について、国の基本計画に変更があった場合や、その他の事由により必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

主な取組

- 建設工事関係者連絡会議を構成する関係団体・機関と連携した取組の実施
【長崎県・長崎労働局・建設業団体等】

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長崎県計画

策定年月：令和3年（2021年）3月

担当部署：長崎県土木部監理課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-894-3015

FAX 095-894-3460